

出荷制限指示後の管理の考え方

— ウナギ —

ウナギの出荷管理については、関係市町村及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者及び遊漁者対策

関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、ウナギの出荷制限が、指示された涸沼（流入河川を含む）及び那珂川（支流を含む）並びに霞ヶ浦及び北浦（流入河川を含む）においては、①所属組合員にウナギを出荷しないよう指導するとともに、漁獲又は採捕した場合はその場で放流するよう周知する。②当該水域における遊漁者に対し、ウナギを採捕した場合には、その場で放流するよう現場で注意喚起を実施するとともに、ホームページ等への掲載や遊漁券の販売（霞ヶ浦及び北浦（流入河川を含む）を除く）を通じ、ウナギを採捕した場合にはその場で放流するよう、周知することを指導するとともに必要な周知を図る。

2 流通対策

関係事業者に対し、出荷制限が指示されているウナギを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを指導するとともに、流通拠点の巡回指導を行う。